

桃山公園の魅力向上事業に関するQ&A

事業概要	事業の目的・内容など	Q1	魅力向上とは何ですか。	A1	都市公園などが持つコミュニティ、憩いの場、防災機能などのポテンシャルを最大限発揮させるための施策です。 具体的には、民間事業者との連携による再整備と公園の特性に応じた管理運営を推進し、活性化させることで都市公園魅力向上を図るものです。
		Q2	なぜ、民間事業者と連携するのですか。	A2	近年、様々なニーズの多様化、公園施設の管理水準の向上、行財政運営の一層の効率化などが課題となっており、これまでの管理方法では将来的に今の管理水準を維持できない可能性があります。 これらの課題に対応し、公園の魅力向上に繋げるためには、これまでの市と地域住民の取組のほか、民間の資金やノウハウを活用した効率的で効果的な公園運営が必要であると考え、民間事業者との連携を進めます。
		Q3	なぜ、桃山公園・江坂公園から事業を進めますか。	A3	面積規模が大きく、都市公園が持つポテンシャルを発揮しやすいこと、民間事業者の参入意欲が確認できたことから、桃山公園・江坂公園から進めることを決めました。
		Q4	どのように再整備と管理運営を進めますか。	A4	都市公園法の改正により創設されたパークPFIという制度を活用し、既存の公園施設の改修、民間事業者が運営する収益施設の設置などを行います。 また、管理運営については、指定管理者制度を活用します。なお、民間事業者との連携により相乗効果を発揮するため、パークPFI事業者と指定管理者は一括で公募します。
		Q5	パークPFIはどのような制度ですか。	A5	飲食店などの収益施設の設置と、収益施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場などの整備や改修などを一体的に行う制度で、事業者は公募により選定します。市の費用負担を抑えつつ、民間事業者の創意工夫による高質な施設の整備が可能となります。
		Q6	パークPFIの導入実績はどれくらいありますか。	A6	全国48公園で導入されています(令和2年7月現在)。府内では、堺市や東大阪市などの公園で導入されています。
		Q7	指定管理者制度はどのような制度ですか。	A7	地方自治法に基づく制度で、今まで市が実施してきた公園施設の管理運営に関する権限の一部を民間事業者に委任する制度です。 トイレ清掃、樹木の剪定などの日常管理と一部の許可権限などは指定管理者が行いますが、公園の改変に関する許可など、根幹的な権限は市が持ち続けます。
		Q8	売店や飲食店などの収益施設から生じる毎月の収益のうち、一定割合が公園の管理運営費に充てられるのですか。	A8	収益額に応じた還元策は、公募時に民間事業者から提案を受ける予定です。
	事業者選定	Q9	どのようなプロセスで指定管理者を選定しますか。	A9	募集要項を公表して民間事業者を募り、提案内容について指定管理者候補者選定委員会で協議し、指定管理候補者を選定します。その後、議会にて指定管理者を決定します。 また、パークPFIの事業者についても、指定管理者と一括で選定します。
		Q10	コロナ禍においても、民間事業者の参加が見込まれますか。	A10	現時点で数社から事業への参加意思を確認しており、参加が見込まれます。
		Q11	民間事業者から優れた提案がない場合はどうなりますか。また、1者しか提案がない場合でも自動的に指定管理者に選定されますか。	A11	民間事業者の評価にあたり、最低評価点を設定します。最低評価点を満たす民間事業者がいなかった場合は、選定しません。1者しか提案がない場合でも同様の基準で評価します。
		Q12	指定管理期間が20年以内と長いですが、経営状況の悪い民間事業者は指定管理者に選定されませんか。	A12	選定委員会では、事業期間全体の収支計画や事業者の経営状況などを確認します。事業開始後も、毎年の収支計画の提出を求めるなど、経営状況の把握などについてモニタリング調査を行い、必要に応じて、指導や協議を行います。
		Q13	選定委員会のメンバーに一般市民は含まれますか。	A13	選定委員は、公園緑地をはじめとする各専門分野から専門性、中立性、実績などを総合的に判断して選定し、市民委員は含まれません。 なお、地域からの要望などは委員会の場でお伝えします。
		Q14	選定委員会は公開されますか。	A14	選定委員会は、公募という性質上、非公開で実施しますが、事業者決定後には、委員名簿、議事録などを公開します。

	スケジュール事業	Q15	令和3年2月定例議会で何が承認されましたか。	A15	以下の3点が承認されました。 ①主要公園について、民間活力を導入したパークPFI等による再整備と指定管理による管理運営をR4年4月から実施するための条例等の改正 ②パークPFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定し、桃山公園と江坂公園から実施 ③上記事業実施に向けての予算措置
		Q16	今後のスケジュールはどうなりますか。	A16	令和3年夏に公募を開始し、令和3年冬にパークPFI事業者と指定管理者を一括で選定します。令和4年夏からパークPFI事業と指定管理開始の予定です。
	効果事業	Q17	民間事業者に任せることで変わる点は何ですか。今よりも環境が良くなりますか。	A17	民間事業者と連携することで民間の創意工夫を公園運営に活かすことができ、公園毎の特性を活かしつつこれまで以上に柔軟できめ細かな公園運営が可能となり、現状よりも公園環境は良くなると考えています。
		Q18	事業の効果はどう測定しますか。	A18	公園の維持管理・運営状況の利用者満足度、コスト縮減などを用いた測定方法を考えています。
	再整備の概要	Q19	再整備される公園施設は何ですか。	A19	公募対象公園施設としては、①水辺の飲食店新設、②飲食店や売店などの収益施設(パークセンター含む)新設、③駐車場新設 特定公園施設としては、④メインエントランス改修、⑤便所、東屋、健康器具系施設の撤去・更新、⑥遊具新設が再整備の必須項目とする予定です。 その他、応募事業者任意の提案内容を公園に反映させることで桃山公園の目指すべき姿が実現するように再整備を行います。
		Q20	公募対象公園施設とは何ですか。	A20	事業者が設置する飲食店、売店などの収益施設のことを指します。
		Q21	特定公園施設とは何ですか。	A21	飲食店、売店などの収益の一部を使って整備された広場、園路などの公共部分を指します。
		Q22	バリアフリー対策について、どのように考えていますか。	A22	バリアフリーに関する法令などを遵守して再整備します。また、バリアフリー吹田市民会議を開催し、再整備や管理運営の意見を聞き、反映できるものについては事業に反映させます。 バリアフリー吹田市民会議とは、吹田市が行う公共施設の新設またはバリアフリー化のための改修工事に際し、意見交換を行うための会議です。
		Q23	桃山公園は地域防災計画で一時避難地に指定されていますが、防災施設は整備されますか。	A23	一時避難地に指定されている公園の便所には防災物品の収納スペースを設け、組立簡易式トイレ、または、携帯トイレを備蓄することで防災機能を付加する予定です。
	環境保全	Q24	伐採される樹木の本数はどれくらいですか。	A24	事業者の提案内容によるため、一概には言えませんが、自然環境に配慮した再整備を行います。
		Q25	春日大池は今回再整備されますか。	A25	春日大池と“千里の竹林”により形成される千里丘陵の原風景を保全・活用するため、基本的には現状を維持します。
		Q26	春日大池の回遊式園路は、アスファストやコンクリートで舗装されますか。	A26	環境への配慮を行い、アスファルトやコンクリートの舗装は考えていません。

再整備	収益施設（駐車場の設置）	Q27	桃山公園は、徒歩圏内の住民の利用を想定した地区公園ですが、駐車場は必要ですか。	A27	駐車場については、広域的な利用を促し、障がいのある方も含む、すべての公園利用者の利便性を向上させるため設置する予定です。
		Q28	駐車場の場所と規模はどれくらいですか。	A28	位置は、新御堂筋に面して北側の桃山台駅付近に設置し、台数については、30台程度を予定しています。
		Q29	駐車場は桃山台スポーツグラウンド内に設置できませんか。	A29	テニスコート横の空き地は、北大阪急行の車両基地の屋根であり、構造的に設置できません。また、駐車場を新設するためには、新たな進入路を造成する必要があるため、設置は不可能です。なお、現在のグラウンド側への管理用車両の進入路は駅前ロータリーからとなっておりますが、一般の利用はできません。
		Q30	駐車場の出入り口はどこになりますか。	A30	新御堂筋の側道を予定してます。
		Q31	駐車場を整備することで新御堂筋の側道が渋滞しませんか。	A31	整備前の警察との設計協議や、整備後の指定管理者による交通誘導などにより渋滞対策を行います。
		Q32	ガソリンスタンドの裏にある園路はなくなりますか。	A32	なりません。
		Q33	駐車場の営業時間はどうなりますか。	A33	近隣の環境等を考慮したうえで、事業者の提案内容を受け決定します。
		Q34	駐車場の料金はどうなりますか。	A34	市内の他の公園や近隣の駐車場などの料金を勘案したうえで、事業者の提案内容を受け決定します。
	（売店・飲食店の設置）	Q35	池の北部に飲食店を作ることは決定していますか。	A35	水面を活かした高質でハイセンスな飲食店を設置し、公園の魅力向上を図る予定です。
		Q36	飲食店の料金はどうなりますか。	A36	事業者の提案内容を受け決定する予定です。
		Q37	飲食店の営業時間はどうなりますか。	A37	近隣住民や自然環境などへ配慮し、店舗の内容によっては夜間の時間的制約を設ける予定です。
		Q38	コンビニは整備されますか。また、その場合営業時間はどうなりますか。	A38	パークセンターを含む売店、飲食店等の収益施設を整備しますが、業態は事業者の提案内容を受け決定する予定です。
	公園既存施設の改修など	Q39	既存の公園施設は、更新ではなく補修で対応できませんか	A39	中長期的な老朽化やバリアフリー化の状況を考慮し、東屋や便所など一部の公園施設は補修では対応できないため、更新する予定です。
		Q40	更新する東屋の設置場所はどこですか。	A40	現在の設置場所付近に設置する予定です。
		Q41	更新される便所の設置場所はどこですか。	A41	バリアフリーの観点に加え近隣環境への配慮などについても考慮し、事業者提案による施設の全体配置状況をふまえ決定する予定です。
		Q42	更新される健康器具の設置場所はどこですか。	A42	現在の設置場所付近に設置する予定です。
	工事施工	Q43	工事期間はいつからいつまでですか。	A43	令和4年度から令和5年度の2年間を想定しています。詳細は、事業者などと協議して決定する予定です。
		Q44	工事施工時期はいつですか。	A44	令和4年夏以降を想定していますが、詳細は事業者と協議して決定する予定です。
		Q45	工事期間中は公園を利用できますか。	A45	一定の範囲に区切って工事を行うため、工事範囲外は利用できます。また、工事期間が長くなる場合は、さらに範囲を区切って工事を行うなど、利用者に配慮します。
		Q46	工事車両の進入路はどこに設けられますか。	A46	新御堂筋の側道を想定しています。
		Q47	工事発注者が市ではなく民間事業者であるため、自然環境に対する十分な配慮が為されない恐れはありませんか。	A47	事業者募集において、自然環境への配慮を条件付けます。また、工事施工においても、施工内容の協議や確認などを継続して行います。

管理運営	管理運営の概要	Q48	指定管理者と市の役割分担はどうなりますか。	A48	指定管理者は、維持管理や使用許可などの日常的な管理運営を行います。市は、大規模改修や占用許可等の財産などに関する管理運営を行います。
		Q49	市から指定管理者への管理運営業務の移行は、円滑に行われますか。	A49	指定期間の開始前に管理運営業務の引継ぎを行うことで、公園の管理運営に支障をきたさないようにします。
		Q50	指定管理者制度を導入することで公園の安全管理に問題は起こりませんか。	A50	公園施設の巡回や施設の定期点検など指定管理者に行わせるとともに、市も調査を行うことにより、安全安心な公園環境づくりに努めます。
		Q51	指定管理者が利益優先の管理運営を行い、これまでのように住民の平等利用ができなくなる恐れはありませんか。	A51	公園の管理運営において、住民の平等利用は必ず確保されるべきものです。指定管理者制度が導入された場合でも、住民の平等利用が損なわれることはありません。
		Q52	売店や飲食店などの収益施設の収支が悪化した場合、草刈や施設補修などの維持管理がおろそかになりますか。	A52	草刈や収益施設などの維持管理に必要な経費は、毎年度、市が指定管理者に支払います。このため、事業者が運営する収益施設の収支状況が維持管理の水準に影響を及ぼすことはありません。
		Q53	苦情や要望などは、市または指定管理者のどちらに連絡すればよいですか。	A53	基本的には、指定管理者に連絡していただくことになります。指定管理者の連絡先は、公園内に整備するパークセンターなどに掲示します。
		Q54	単独の事業者が公園全体の管理運営を行うのですか。	A54	指定管理者の構成は、単独の事業者または複数の事業者で構成するグループを想定しています。指定管理者は、公園全体の総括的な管理運営を行うほか、必要に応じて草刈や施設補修などの維持管理業務を専門業者に委託します。また、売店や飲食店などの収益施設の運営を他の事業者に行わせる場合があります。
		Q55	指定管理者に地域の意見・要望を伝える場がありますか。	A55	意見・要望を聞く場として、指定管理者、市、ボランティア団体、地域などの公園関係者で構成する協議会を設置する予定です。
		Q56	清掃や花壇管理などのボランティア活動は引き続きできますか。	A56	公園の再整備に伴い活動場所などを変更していただく場合がありますが、引き続き活動できます。